

消費者契約法

消費者契約法は消費者の利益を守るための法律です



※ 消費者契約法では、「消費者と事業者との間には情報の質や量、交渉力に格差がある」ことが原因で消費者被害が生じているため、効果的に救済できるようにして消費者の利益を擁護することを目的としています。これを受けて、事業者が一定の行為をした場合には、消費者は契約を取り消したり、不当条項の無効が主張できるようになっています。

1 重要事項について不実告知



契約の重要事項、具体的には「購入した商品、サービス、会員権などの質、効果効果、用途、価格、解除などの契約条件」についての説明が事実と違う場合です。例えば、「事故車でない」と説明を受けて中古車を購入したが実際は事故車であった場合などがこれに当たります。

2 断定的判断の提供



例えば、投資信託を販売するときに「確実に儲かる」と言った場合、マンションなどを販売するときに、「将来値上がり確定だから今購入しておけば、絶対儲かる」などと述べた場合などです。将来の運用実績や価格の変動は不確定で、絶対ということはありません。「絶対儲かる」「絶対確定」などはどうそを言っているのと同じことです。

3 不利益事実の故意による不告知



マンションの販売で「眺望が素晴らしい」と説明しながら高層ビルの建築計画を隠していた場合など。ただし、消費者が当然知っているはずのことや消費者が説明を拒否した場合には説明しなくても取り消しできません。

取り消しできるのは

4 困惑



消費者の自宅や勤務先での勧誘で消費者から帰るように言われたのに居座って契約させた場合や、事業者の店舗などで勧誘し、消費者が帰りたいと言っているのに監禁して契約をさせた場合には契約を取り消すことができます。

消費者の利益を一方向的に害する条項は無効です

- 損害賠償の責任を事業者が一切とらないとする条項
- 事業者が故意・重過失があった場合に、責任の一部を免除する条項
- お金を払って手に入れたものに、普通気がつかない欠陥（隠れた暇庇）があった場合、修理や交換、損害賠償もしないとする条項
- 消費者に違約金を請求する場合、事業者側の平均的な損害を超える請求（平均的な損害を超えた部分）
- 消費者が期日までに支払いをしなかったために事業者が損害金を請求する場合、年率 14.6%を超える部分

● 取消についての注意

取り消しできる期間は、消費者が説明が事実と異なることを知ったとき、監禁・不退去の状態がやんだときから6か月間です。（ただし、契約してから5年間を過ぎると取り消すことができなくなります。）取消になった場合、消費者・事業者双方で契約がなかった状態に戻す清算手続き（原状回復義務）があります。（なお、これとは別に、訪問販売などの場合、法定の契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフの場合、事業者は消費者に対して一切の金銭的な請求はできないので、消費者にとって有利な解決方法です。）

契約の基礎知識

契約とは約束です

契約とは一言でいえば、契約する当事者間の約束でかつ法律的な拘束力が生じるものです。

こちらからの申込みに対して相手が承諾し、その内容が一致しているときに成立します。



口約束でも契約は成立します

当事者の合意があれば単なる口約束でも契約は成立します。重要な契約の場合、契約書を作成しますが、これは、約束事を文章にして契約内容をはっきりさせることによってトラブルを防ぐことを目的としたもので、原則として、契約書がなくても契約は成立するのです。

契約自由の原則

契約を結ぶかどうか、その内容、様式まで当事者の自由です。

契約は守らなければなりません

いったん契約が成立するとお互いに契約内容を守らなくてはなりません。売り手は商品などを提供しなければなりませんし、買い手は代金を支払う義務が生じます。

また、一度成立した契約は、一方の当事者から勝手にやめたり変更したりすることはできません。

巧みなセールストークに注意

セールスマンの口約束だけを信じて契約すると、いざトラブルになったとき「契約書に書いてあることに納得して署名、押印したじゃないか。」と反論されることが多いので、口約束をうのみにせず、書面で確認することが大切です。

未成年者の契約

●未成年者が契約する場合は、法定代理人（一般的には親）の同意が必要です。法定代理人の同意を得ないでした契約は本人又は法定代理人が取り消すことができます。

注意！ 次のような場合には未成年者取消ができません

- ・あらかじめ小遣いとして未成年者に渡されている範囲内の契約
- ・成年者であるとか親の同意を得ているなどと偽り、相手をだまして結んだ契約
- ・親から商売を許可された場合の商売に関する契約
- ・結婚している場合

●取消の効果

- ・支払った代金は返金されます。
- ・受け取っている商品は相手に返します。



判断能力がない人の契約

契約上の責任が発生するためには、自分の行為の意味を理解し判断できる能力（意思能力）を備えていることが必要です。認知症のため判断能力のない人の契約は、この前提を欠くので無効です。

しかし、実際には、契約をしたときに判断能力がなかったことを証明するのはとても困難なので、民法では、「成年後見制度」を設けて、家庭裁判所の審判を受けた人の契約を一定の範囲で取り消すことができることにしています。判断能力が衰えた高齢者は、この制度を利用することにより、被害を防止し、回復を容易にすることができます。認知症の症状がみられる場合には、成年後見制度の活用を検討しましょう。



